

生食発0131第2号
平成30年1月31日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

旅館業における衛生等管理要領の改正について

旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導方をお願いしているところである。

今般、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）が公布され、同法の施行に伴い、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第21号）及び旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第9号）が公布されたことを踏まえ、旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添3））の一部を別紙のとおり改正し、平成30年6月15日から施行することとしたので、これらの内容について十分御了知の上、貴管内営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。